

# 大分市出張理容・出張美容衛生指導要領

令和 6 年 7 月 1 日  
大分市保健所衛生課

## 第 1 目的

この要領は、理容師法（昭和 22 年法律第 234 号、以下「理容師法」という。）第 6 条の 2 ただし書又は美容師法（昭和 32 年法律第 163 号、以下「美容師法」という。）第 7 条のただし書の規定により、理容師又は美容師（以下「理・美容師」という。）が理容所又は美容所（以下「理・美容所」という。）以外の場所で理容又は美容の業を行うことができる場合における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

## 第 2 用語の定義

- 1 この要領で「出張理容」とは、理容師が理容師法第 6 条の 2 ただし書の規定に基づく理容師法施行令（昭和 28 年政令第 232 号）第 4 条に規定する場合に行う理容行為をいう。
- 2 この要領で「出張美容」とは、美容師が美容師法第 7 条ただし書の規定に基づく美容師法施行令（昭和 32 年政令第 277 号）第 4 条に規定する場合に行う美容行為をいう。
- 3 この要領で、「業務」とは、出張理容又は出張美容をいう。
- 4 この要領で、「出張」とは、業務を行うために理・美容師が理・美容所以外の場所へ行くことをいう。
- 5 この要領で、「営業施設」とは、業務を行う理・美容師が開設又は所属する理・美容所をいう。
- 6 この要領で、「業務の管理施設」とは、業務を行う理・美容師がその業務を行うために必要な器具等を保管管理する営業施設以外の施設をいう。
- 7 この要領で「施術場所」とは、業務を行う場所をいう。
- 8 この要領で「営業者」とは、第 6 の規定による届出を行った者をいう。
- 9 この要領で「従業者」とは、業務に従事する者であって営業者以外の者をいう。
- 10 この要領で「利用者等」とは、業務のサービスを受ける者及び施術場所となる施設、住居等の所有者、占有者その他の者で当該施設、住居等の管理の権原を有する者をいう。

## 第 3 利用者の範囲

利用者の範囲は、理容師法施行令第 4 条及び美容師法施行令第 4 条で規定するほか、次のとおりとする。

### 1 利用者が在宅の場合

疾病や事故等により概ね 1 カ月以上にわたり寝たきり或いは自力では起床できな

い状態にあって、当面その状態が続くことが見込まれ、業務の必要があると認められる者。なお、主治医が治療に当たっている在宅患者については、事前にその主治医の了解を得ること。

## 2 利用者が入院の場合

入院中の医療機関等に理・美容所が設置されておらず、かつ前項の状態にある入院患者。なお、事前に当該医療機関等の長の承諾を得ること。

## 3 利用者が入所の場合

生活保護施設、婦人保護施設、児童福祉関係施設、身体障害者福祉関係施設、老人福祉関係施設、知的障害者福祉関係施設等に入所している者のうち、やむを得ない理由により理・美容所に来ることができない者。なお、事前に当該施設の長又は管理者の承諾を得ること。

## 4 利用者が収容の場合

刑務所、警察署、留置場等司法関係機関の施設に収容されている者。

## 5 その他の場合

演芸、公演等の出演者であり、出演の直前に美容行為を受ける者。

保健所長が衛生上、適切に業務を受けることができ、理・美容所に来ることができないことに特別の事情があると認めた者。

# 第4 衛生措置

## 1 作業環境

- (1) 不特定多数が利用する施設等において業務を行う場合には、業務及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室を施術場所として、業務を行うことが望ましい。
- (2) 施術場所の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、板等不浸透性材料を使用した構造とし、これによらない場合は、ビニール等不浸透性材料のシート上で作業を行うこと。
- (3) 施術場所には、不必要的物品等を置かないこと。
- (4) 施術場所の採光、照明及び換気を十分行うこと。

## 2 携行品等

業務を行う場合は、次の器具等を携行すること。なお、業務に必要な器具、布片等の数量は、利用者数を考慮し、衛生措置を講ずるに必要な数とすること。

- (1) 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- (2) 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を安全に収納できるもの
- (3) 消毒された布巾類・タオルとこれらを衛生的に収納できるもの
- (4) 外傷用救急処置薬品及び衛生材料
- (5) 石ケン、消毒液等

- (6) 清掃用具
- (7) その他業務に必要な器具布片等

### 3 管理

#### (1) 業務環境の管理

業務終了後は、施術場所の清掃を十分行い、清潔にすること。

#### (2) 携行品等の管理

ア 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納箱等に保管すること。

イ 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途に使用するものを除く。

以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

#### (3) 従業者の管理

営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を業務に従事させないこと。

### 4 衛生的取扱い等

- (1) 施術場所には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (2) 業務従事者は清潔な外衣（白色等汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- (3) 業務従事者は、常につめを短く切り、利用者一人ごとの業務着手前及び業務終了後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (4) 施術場所においては、喫煙及び食事をしないこと。
- (5) 皮膚に接する器具類は、利用者一人ごとに、消毒した清潔なものを使用すること。
- (6) 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- (7) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、利用者一人ごとに、取り替えること。
- (8) 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。
- (9) 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- (10) 利用者用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (11) 業務に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、利用者一人ごとに清掃すること。
- (12) 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋等に入れ、適正に処理すること。
- (13) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、利用者一人ごとに取り替

え又は洗浄し、常に清潔にすること。

- (14) 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある利用者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような利用者を扱ったときは、業務終了後、手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。  
器具等の消毒については、感染症法に基づいて消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- (15) パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認の受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニアガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

## 5 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じること。

## 6 自主管理体制

### (1) 衛生管理責任者の設置

常時2人以上の理・美容師を業務に従事させる場合には、営業施設等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業者の感染症罹患の有無の確認、従業者の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くよう努めること。

### (2) 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、業務に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。

## 第5 管理施設の設置

理・美容所に所属しない理・美容師が業務を行おうとする場合は、携行品等を保管し、消毒等を行うため、業務の管理施設を設置し、次の措置を講ずること。

- (1) 常に清潔に保つこと。
- (2) 消毒設備を設けること。
- (3) 換気を十分に行うこと。
- (4) 隣壁等により外部と区分し、ねずみ昆虫等の侵入を防止できる構造とすること。
- (5) 器具類の洗い場には、排水設備を設けること。
- (6) 消毒済みの器具と未消毒の器具とに区別して保管する設備を設けること。
- (7) 業務に必要な器具及び布片を備えること。

## 第6 出張業務の届出等

- 1 業務を行える者は、原則として、理・美容所を開設している理・美容師又は理・美容所に所属し、施設の消毒設備を利用できる理・美容師とする。

これによらない場合は、業務に必要な布片類、器具類を備え、その洗浄・消毒が行える設備を有する理・美容師とする。
- 2 出張理・美容の届出は次の者が行うこととする。
  - (1) 被雇用者である理・美容師が、雇用者の事業の一環として行う場合は雇用者
  - (2) (1) 以外の場合は、業務を行う理・美容師
- 3 業務を行おうとする理・美容師は、出張業務届出書（別記様式第1号）を、業務開始予定日までに十分な余裕をもって、保健所長に提出するものとする。

なお、営業施設若しくは業務の管理施設の所在地が大分市外であるときは、当該管理施設の検査確認済証の写し及び理・美容師免許証の写しを添付するものとする。
- 4 前項の届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張業務届出済証（別記様式第2号）を交付するとともに出張業務一覧表（別記様式第3号）を作成するものとする。
- 5 理・美容師は、業務を行うときは、前項の出張業務届出済証を携行するとともに、施術場所において、これを掲示しなければならない。
- 6 出張業務届出書の有効期間は、5年以内とする。
- 7 理・美容所に所属していない者が出張業務届出書を提出する場合にあっては、出張業務管理施設設置届（別記様式第4号）、理・美容師免許証の写し、結核、皮膚疾患の有無に関する医師の診断書を提出し、保健所長から設備及び携行する器具類等の確認を受けなければならない。

ただし、既に大分市以外で出張の届出をしている場合は、出張届出済証の写しを添付することで結核、皮膚疾患の有無に関する医師の診断書の提出、設備及び携行する器具類等の確認を省略することができる。
- 8 自動車により移動して出張業務を行う場合にあっては、出張業務移動（理容・美容）車設置届（別記様式第5号）を提出しなければならない。
- 9 業務を行ったときは、出張業務記録簿（別記様式第6号）に記録し、2年間保存し、保健所長から提出を求められた場合は提出しなければならない。

## 第7 変更届等

- 1 出張業務届出者は、届出事項のうち次に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく保健所長に届出事項変更届（別記様式第7号）を提出するものとする。

ただし、営業施設において、理容師法又は美容師法の規定により同一の事項について変更の届出が行われている場合は、この限りでない。

  - ア 営業者の氏名又は住所
  - イ 営業施設又は業務の管理施設の名称又は所在地
  - ウ 従業者として届出のある理・美容師の氏名

- 2 営業施設若しくは業務の管理施設の所在地が大分市外である営業者は、前項に掲げる事項の他、次に掲げる事項について変更を生じたときも前項の規定による変更の届出を行うものとする。
  - ア 携行品のうち衛生措置に係るもの的内容及び数量
  - イ 衛生措置の方法
- 3 営業者は、業務を行わなくなったときは、保健所長に出張業務廃止届（別記様式第8号）を提出するものとする。
- 4 営業者は、第6の規定に基づき保健所長から交付された出張業務届出済証を亡失又は汚損したときは、出張業務届出済証再交付申請書（別記様式第9号）により再交付を申し出ることができる。
- 5 保健所長は、前項の規定による申し出があったときは、出張業務届出済証を再交付するものとする。

## 第8 監督等

- 1 保健所長は、必要があると認めるときは、利用者等の同意のもとに施術場所に当該職員を立ち入らせ、その衛生措置の状況を確認させることができる。
- 2 前項の当該職員は、出張理容にあっては理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）第28条に規定する環境衛生監視員とし、出張美容にあっては美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第28条に規定する環境衛生監視員とする。
- 3 業務に関する利用者等からの相談については、保健所長が応じるものとする。

## 第9 指導等

- 1 保健所長は、営業者の衛生措置が不十分であることを確認したときは、営業者に対し適切な衛生措置を講ずるよう指導するものとする。  
この場合において、大分市外に「営業施設」「業務管理施設」を設置する営業者の場合には、その地域を管轄する保健所長に連絡するとともに、指導内容を協議のうえ指導するものとする。
- 2 前項の規定は、第8の第3項に規定する利用者等からの相談について準用するものとする。

## 第10 その他の留意事項

- 1 医療機関等において業務を行う場合は、事前に当該機関の長等の了解を得たうえで、医師や看護師等の指示に従うこと。
- 2 施術場所では、疾病的者の看護人や付き添い人等に対して理容行為又は美容行為を行わないこと。

## 附 則

この要領は、平成21年10月1日から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から適用するものとする。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から適用するものとする。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から適用するものとする。